

ふるさと再エネプラン from 指宿市要綱

2026年10月13日 実施

九州電力株式会社

1 適 用 条 件

このふるさと再エネプラン from 指宿市要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社が別に定める需給契約条件において電灯または小型機器を対象とする契約種別（以下「適用対象契約」といいます。）として電気の供給を受け、次のいずれにも該当するお客さまで、この要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 当該年度のふるさと再エネプラン from 指宿市の電気を返礼品とした鹿児島県指宿市（以下「指宿市」といいます。）への寄附が完了していること。
- (2) この要綱適用の際現に特定の発電設備に由来する非F I T再エネ指定非化石証書の使用により再生可能エネルギーのC O 2 排出量ゼロの価値を付した電気の供給を受けていないこと。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。

2 要 綱 の 変 更

- (1) 当社は、適用期間中であっても、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) (1)の場合、当社は、要綱の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (3) お客さまは、(1)に定める要綱の変更に異議がある場合は、適用期間中であってもこの要綱による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約の申込み

- (1) お客さまが新たにこの要綱による契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、毎年10月1日から12月31日までに、当社が必要とする事項を明らかにして、インターネット上の当社ウェブサイトから当社所定の様式によって申込みをしたうえで、この要綱に対する指宿市へのふるさと納税の手続きを行っていただきます。

なお、指宿市へのふるさと納税の手続きは、株式会社まちのわ（以下「まちのわ」といいます。）が運営するまちのわふるさと納税プラットフォームを通じて行うものとし、当該プラットフォーム以外を通じてふるさと納税の手続きを行った場合、この要綱による契約は申し込むことができません。

- (2) (1)の申込みは、2以上のお客さまが同一の需要場所に対して申込みをすることはできません。また、同一のお客さまが2以上の需要場所に対して申込みをすることはできません。
- (3) (1)の申込みは、指宿市へのふるさと納税の寄附金額10,000円につき1口とし、毎年12口を上限といたします。

4 契 約 の 成 立

この要綱による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

5 適 用 期 間

(1) 適用期間は、この要綱による契約が成立した日以降、最初の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日（以下「適用終了日」といいます。）までといたします。

(2) 適用終了日時点で、指宿市へのふるさと納税の納税金額に応じた返礼金額（以下「対象返礼金額」といいます。）の返礼が完了していない場合は、(1)または(3)にかかわらず、当社は、6（指宿市産再エネ電気の返礼）(2)に準じて、対象返礼金額が残存しなくなるまで、対象返礼金額の充当を継続することとし、対象返礼金額の返礼が完了した月の料金の算定期間の終期に適用を終了いたします。

(3) 適用終了日までに、8（環境価値の適用）(3)により、環境価値の提供が完了していない場合は、(1)または(2)にかかわらず、当社の環境価値の提供が完了した月の料金の算定期間の終期に適用を終了いたします。

6 指宿市産再エネ電気の返礼

(1) 当社は、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によって料金として算定された金額に、次の対象返礼金額を充当して請求を行うものといたします。

1 契約・1口につき	3,000円00銭
------------	-----------

なお、各月の料金へ充当する対象返礼金額は1口を上限とし、お客さ

まが2口以上の寄附を行っている場合は、適用開始月から、口数と同じ月数分の料金へ連続して対象返礼金額を充当いたします。

- (2) 当社は、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によって料金として算定された金額が、対象返礼金額を下回るときは、料金として算定された金額を差し引くものとし、対象返礼金額と料金の差額は、翌月以降に繰り越して順次料金へ充当するものといたします。

7 料 金

対象返礼金額を充当する月の料金は、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によって料金として算定された金額（まったく電気を使用しない場合も含みます。）に次のふるさと再エネプラン from 指宿市特約額（以下「特約額」といいます。）を加えたものといたします。

1 契約・1 口につき	5 0 0 円 0 0 銭
-------------	---------------

なお、各月の料金へ加える特約額は1口を上限とし、お客さまが2口以上の寄附を行っている場合は、適用開始月から、口数と同じ月数分の料金へ連続して特約額を加えるものといたします。

8 環境価値の提供

- (1) 当社は、5（適用期間）に定める適用期間に、この要綱により供給する電気について、当社が調達する九電みらいエナジー株式会社が所有する山川発電所（以下「対象発電設備」といいます。）に由来する非F I T再エネ指定非化石証書の使用により再生可能エネルギー電気のC O 2排出量ゼロの価値を付して、対象発電設備により発電された電気を供給するものとし、その供給する電気の電力量（以下「環境価値付電気の供給量」といいます。）は、1口につき100キロワット時といたします。
- (2) 5（適用期間）に定める適用期間に使用されたお客さまの電力量の累

計（以下「実績電力量」といいます。）が100キロワット時未満の場合，
(1)にかかわらず，環境価値付電気の供給量は実績電力量といたします。

(3) 5（適用期間）(1)または(2)に定める適用期間に，非常変災等やむを得ない事由により，対象発電設備に由来する非F I T再エネ指定非化石証書の使用により再生可能エネルギー電気のC O 2排出量ゼロの価値を付した電気を供給できない場合，(1)にかかわらず，当社は，当該事由が解消した後に，環境価値付電気の供給量が100キロワット時となるまで，対象発電設備から調達した電気に，対象発電設備に由来する非F I T再エネ指定非化石証書の使用により再生可能エネルギー電気のC O 2排出量ゼロの価値を付して電気を供給いたします。

(4) 当社は，この要綱における非化石証書の使用状況および電源構成をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

(5) 当社は，この要綱による実績等について，原則として電磁的方法により，毎年お客さまにお知らせいたします。

9 契 約 の 消 滅

(1) お客さまが，この要綱による契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，この要綱による契約は，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅するものといたします。

(2) お客さまの適用対象契約による需給契約が消滅した場合（適用対象契約からその他の適用対象契約へ変更された場合は除きます。）は，需給契約が消滅した日にこの要綱による契約が消滅したものといたします。

(3) (1)または(2)により，この要綱による契約が消滅した場合は，この時点で対象返礼金額が残存する場合でも，お客さまがその分の料金への充当を受ける権利は消滅するものといたします。

なお，この場合においても，当社は7（料金）の定めにもとづきお客

さまから申し受けた特約額を、お客さまに返金はいたしません。

10 解 約

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、この要綱による契約を解約することがあります。

イ 1（適用条件）に定める要件を満たさない場合

ロ お客さまがその他この要綱に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。

- (2) (1)により当社がこの要綱による契約を解約する場合は、当社が解約をお知らせした日にこの要綱による契約が消滅するものといたします。

- (3) (2)により、この要綱による契約が消滅した場合は、この時点で対象返礼金額が残存する場合でも、お客さまがその分の料金への充当を受ける権利は消滅するものといたします。

なお、この場合においても、当社は7（料金）の定めにもとづきお客さまから申し受けた特約額を、お客さまに返金はいたしません。

11 個人情報の共同利用

当社、まちのわおよび指宿市は、お客さまから指宿市への寄附が完了していることを確認することを目的として、お客さまの氏名、住所、電話番号および当該目的に必要な情報について、当社の管理責任のもと、共同で利用いたします。

12 そ の 他

その他の事項については、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によるものといたします。